

# 日本の社会保障制度

出典：平成24年版厚生労働白書、厚生労働省ホームページ

## 社会保障とは何か

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット

社会保障制度は、「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」からなり、子どもから子育て世代、高齢者まで、全ての人々の生活を生涯にわたって支えるもの。

社会保障制度は多岐にわたり、国、都道府県、市町村など、様々な主体がそれぞれに役割を担い、連携しながら実施している。

### 1 社会保険（年金・医療・介護）

病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

#### ○医療保険制度

- 年金制度（老齢、障害、死亡等に伴う所得減少を補填）
- 介護保険

### 2 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう公的な支援を行う制度

- 社会福祉（高齢者、障害者等への在宅／施設サービス）
- 児童福祉（児童健全育成、子育て支援） など

### 3 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- 生活保護制度（生活保障と自立）

### 4 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- 医療サービス（医療従事者、病院など）
- 保健事業（疾病予防、健康づくり）
- 母子保健（母性の健康保持、児童の出生と育成の増進）
- 公衆衛生（食品や医薬品の安全性確保）

# 医療保険は社会保険制度のひとつ

出典：平成24年版厚生労働白書

## 社会保険とは

人生の様々なリスクに備えて、人々があらかじめお金（保険料）を出し合い、実際にリスクに遭遇した人に、必要なお金やサービスを支給する仕組み

社会保険とは、誰しも人生の途上で遭遇する様々な危険（傷病・労働災害・退職や失業による無収入＝これらを「保険事故」、「リスク」という。）に備えて、人々が集まって集団（保険集団）をつくり、あらかじめお金（保険料）を出し合い、それらの保険事故にあった人に必要なお金やサービスを支給する仕組みである。

この場合、どのような保険事故に対し、どのような単位で保険集団を構成し、どのような給付を行うかは様々であるが、公的な社会保険制度では、法律等によって国民に加入が義務付けられるとともに、給付と負担の内容が決められる。

医療保険	病気・けがに備える
年金保険	年をとったときや障害を負ったときなどに備える
労災保険	仕事上の病気、けがなどに備える
雇用保険	失業に備える
介護保険	加齢に伴い介護が必要になったときに備える

## 国民皆保険とは

### 全ての国民に医療を受ける機会を保障＝国民皆保険

日本では、国民全てが公的な医療保険に加入し、病気やけがをした場合に「誰でも」、「どこでも」、「いつでも」保険を使って医療を受けることができる。これを「国民皆保険」という。社会全体でリスクをシェアすることで、患者が支払う医療費の自己負担額が軽減され、国民に対して良質かつ高度な医療を受ける機会を平等に保障する仕組みとなっている。

### 全ての国民が平等に社会保険の便益を享受

公的医療保険の運営者（これを「保険者」という。）は、全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、後期高齢者医療広域連合など複数あるが、どの保険に加入していても同じ治療には同じ診療報酬点数表などが適用されるため、全国で平等に医療が受けられる（中略）政府は、医療保険制度の制度設計、診療報酬や薬価基準の改定、保険者間の財政調整、財政運営に積極的な役割を果たし（中略）負担能力の低い者を含めて国民全てが社会保険に加入できるよう、公費負担が行われている。

### 医療保険制度は、全ての国民に医療を提供するための基盤

医療保険は、全ての国民に医療サービスを提供するためのものである。国民は、公的保険に強制加入し、保険料を納付する義務があり、医療機関の窓口で保険証を提示することで、一定割合の自己負担で医療を受けることができる。一部負担金は、原則的にかかった医療費の3割となっている。ただし、義務教育就学前の子ども（6歳まで）は2割、70歳から74歳までは原則2割負担、75歳以上は原則1割負担となっている。自己負担分を除いた医療費については、大部分は医療機関から保険者に請求される。

# 医療保険の医療費の一部負担（自己負担）割合の現状

医療保険の医療費の自己負担は、年齢や所得に応じて定められています。

## 医療費



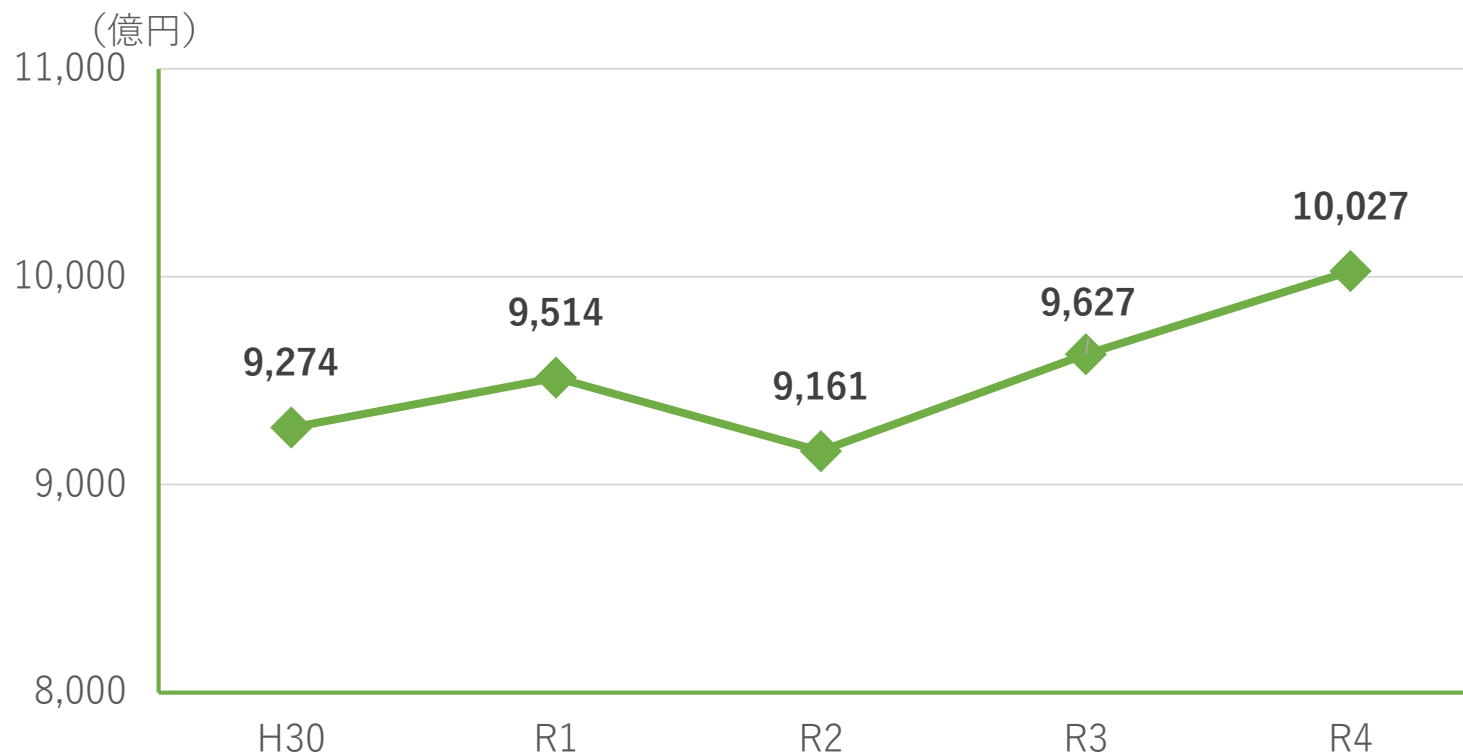
- ・ 75歳以上の方は、1割  
（一定以上所得のある方は2割、現役並所得の方は3割）
- ・ 70歳から74歳までの方は、2割  
（現役並所得の方は3割）
- ・ 6歳（義務教育就学後）から69歳までの方は3割
- ・ 5歳（義務教育就学前）までの方は2割

6歳  
（義務教育就学前）

	一般・低所得者	一定以上所得のある方	現役並所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		
6歳 (義務教育就学前)	3割負担		
	2割負担		

# 京都府の医療費の状況①（医療費）

## 国民医療費（京都府）



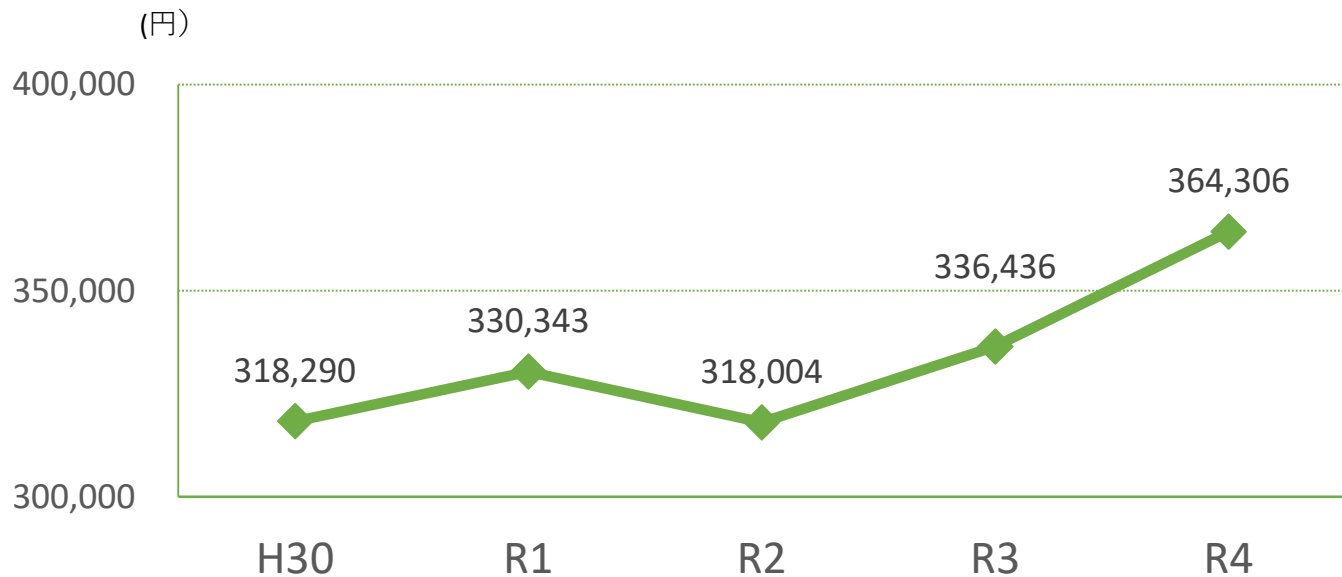
出典：国民医療費

国民医療費：保険診療の対象となる医療費の総額

（医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる）

## 京都府の医療費の状況②（一人当たり医療費）

### 一人当たり医療費の推移



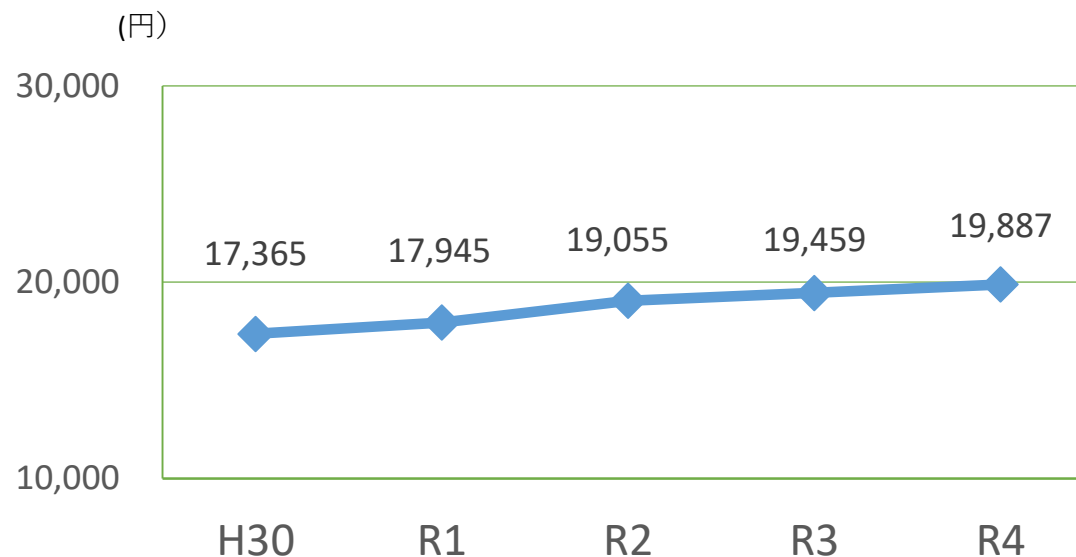
単位：円

年度	H30	R1	R2	R3	R4
一人当たり医療費	318,290	330,343	318,004	336,436	364,306
入院	132,149	136,992	130,745	137,410	148,580
入院外	163,625	169,785	163,927	175,777	191,207
歯科	22,516	23,565	23,331	23,248	24,518

出典：レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）

## 京都府の医療費の状況②（一日当たり医療費）

### 一日当たり医療費の推移



単位：円

年度	H30	R1	R2	R3	R4
一日当たり医療費	17,365	17,945	19,055	19,459	19,887
入院	39,797	40,771	42,194	44,361	45,436
入院外	13,695	14,250	15,348	15,481	15,734
歯科	7,356	7,519	8,020	8,194	8,466

出典：レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）

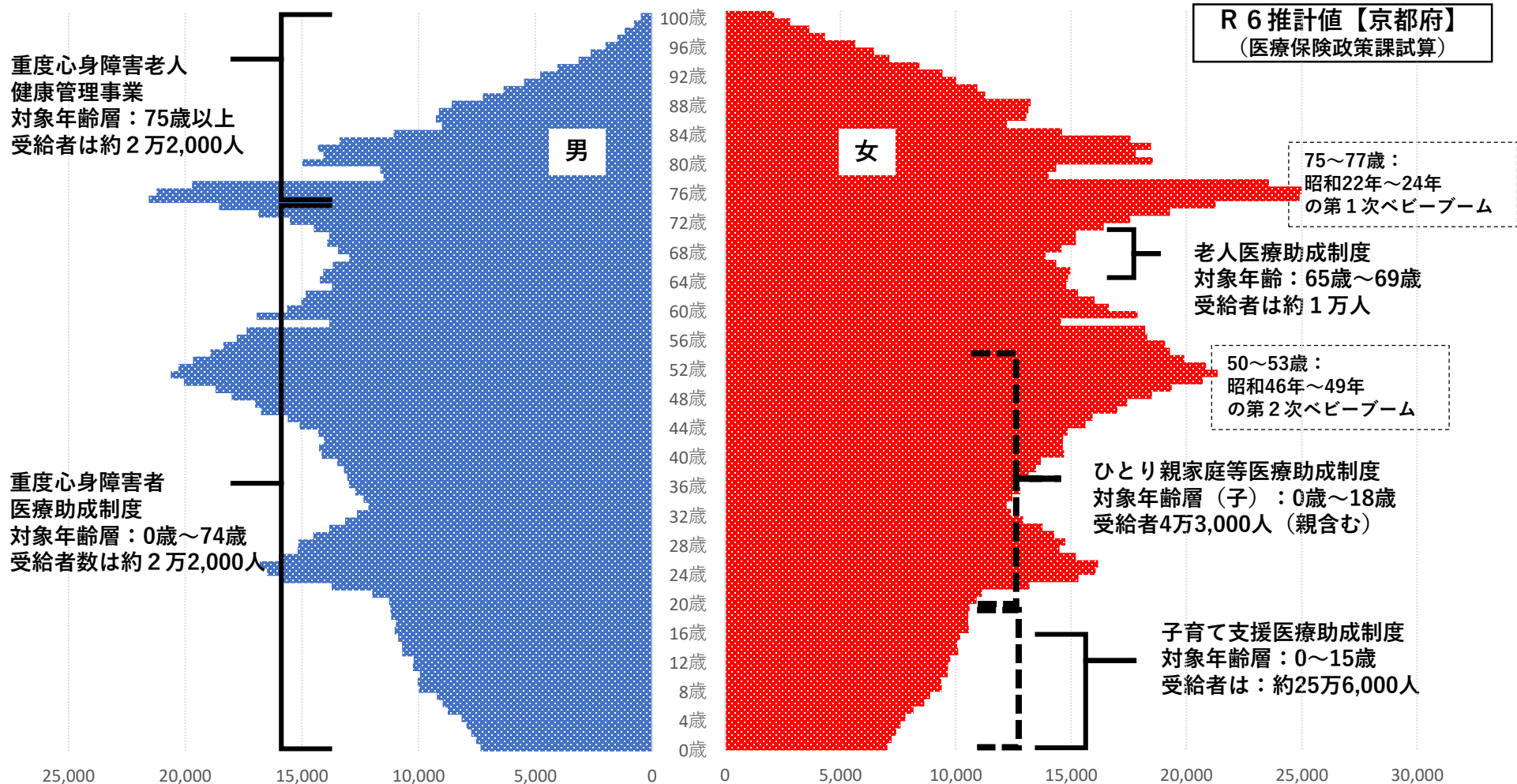
# 各福祉医療制度の創設目的

子育て支援医療については、子育てしやすい環境を社会全体で支えるため  
高齢者については、健康の保持などのため（当初は寝たきり高齢者の負担軽減等）  
障害者、ひとり親家庭については、健康保持と福祉向上のため

制度	創設年月	趣 旨
子育て支援医療助成制度	平5.10	健やかに子どもを生ま育てる環境づくりの一環として、乳幼児及び児童の健康の保持・増進を図るため、子育て支援医療費助成事業に要する経費について、補助金を交付
重度心身障害者医療助成制度	昭50.10	重度心身障害者(重度心身障害児を含む。)の健康の保持及び福祉の向上を図るため、重度心身障害者医療費助成事業に要する経費について、補助金を交付
重度心身障害老人健康管理事業	昭58.2	
ひとり親家庭医療助成制度	昭50.10	一人親家庭の児童及びその親の健康の保持及び福祉の向上を図るため、一人親家庭の児童及びその親に対する医療費助成事業に要する経費について、補助金を交付
老人医療助成制度	昭45.10	老人の健康の保持と老後の明るい暮らしとあわせを図るため、老人医療助成事業に要する経費について、補助金を交付



# 福祉医療制度の対象年齢層と人口動態



(人口等は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口(京都府)をベースに医療保険政策課で試算した推計値)

# 子育て支援医療助成制度の概要

事業名	子育て支援医療助成制度																																				
制度創設	平成5年																																				
対象者	0歳～中学校卒業まで																																				
所得制限	なし																																				
自己負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象年齢</th> <th colspan="6">就学前</th> <th rowspan="2">小学生</th> <th rowspan="2">中学生</th> </tr> <tr> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td colspan="8">1医療機関200円/月</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td colspan="6">1医療機関 200円/月</td> <td colspan="2">1,500円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は「一部負担金額(上限)」</p>			対象年齢	就学前						小学生	中学生	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	入院	1医療機関200円/月								通院	1医療機関 200円/月						1,500円/月	
対象年齢	就学前						小学生	中学生																													
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			6歳																												
入院	1医療機関200円/月																																				
通院	1医療機関 200円/月						1,500円/月																														
負担割合	府1/2 市1/2																																				
当初予算額 (R6)	約29.2億円	受給者数 (R6.8.1現在)	約25.6万人																																		

# 重度心身障害児(者)医療助成制度等の概要

事業名	重度心身障害児(者)医療助成制度	重度心身障害老人健康管理事業
制度創設	昭和50年	昭和58年
対象者	(後期高齢者医療の被保険者以外)	(後期高齢者医療の被保険者)
	次の①～⑦のいずれかに該当 ①身障手帳1・2級保持者 ②概ねIQ35以下の知的障害者 ③身障手帳3級保持かつ概ねIQ50以下の重複障害者 ④精神手帳1級保持者 ⑤精神手帳再認定の際に1級から2級となった精神手帳2級保持者 ⑥精神手帳2級保持かつ身障手帳3級の重複障害者 ⑦精神手帳2級保持かつ概ねIQ50以下の重複障害者	
所得制限	障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額を適用 ※参考 2人世帯(本人と扶養義務者(配偶者等))の場合 [ 本人約570万円(給与収入)以下 かつ 扶養義務者約860万円(給与収入)以下 ]	
自己負担	なし	
負担割合	府1/2 市1/2	
当初予算 (R6)	約20.2億円	約10.5億円
受給者(R6.8.1)	約2.2万人	約2.2万人

# ひとり親家庭医療助成制度の概要

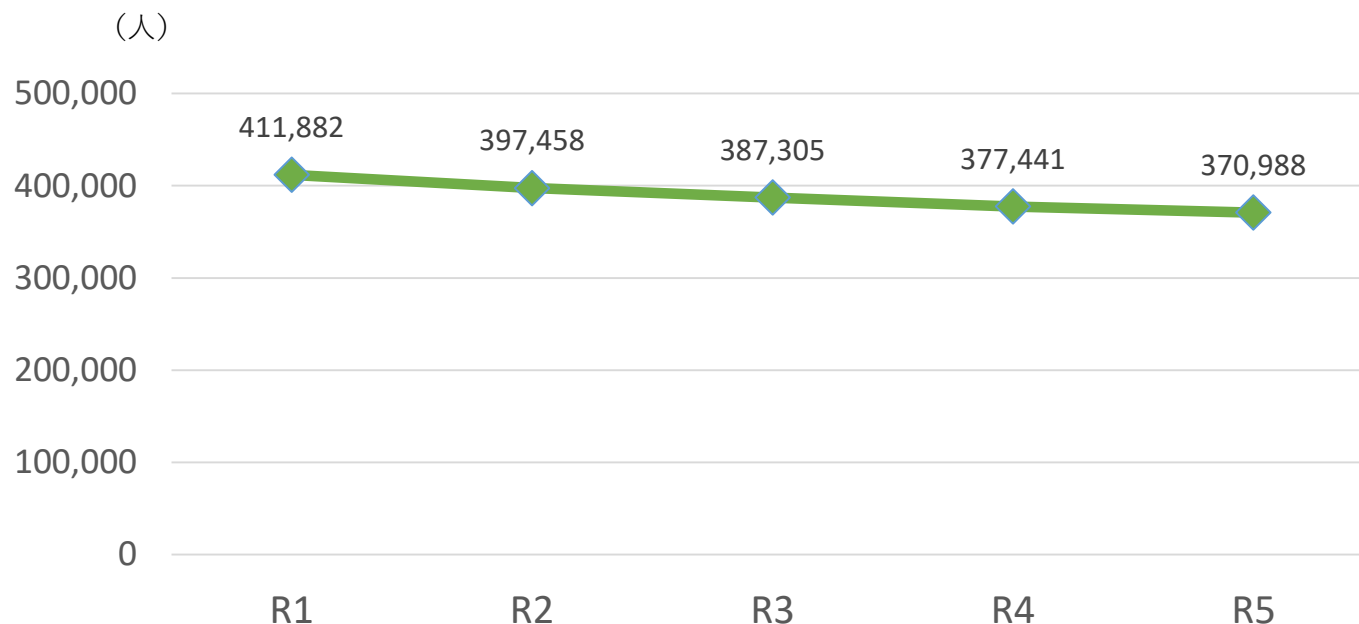
事業名	ひとり親家庭医療助成制度		
制度創設	昭和50年		
対象者	ひとり親家庭の親及び子（18歳まで）		
所得制限	児童扶養手当の扶養義務者の所得制限額を適用 ※参考 2人世帯(親と子)の場合 [ 約420万円(給与収入)以下 ]		
自己負担	なし		
負担割合	府1/2 市1/2		
当初予算額 (R6)	約9.4億円	受給者数 (R6.8.1現在)	約4.3万人

# 老人医療助成制度の概要

事業名	老人医療助成制度		
制度創設	昭和45年		
対象者	65～70歳未満		
所得制限	所得税非課税世帯 ※参考 2人世帯（本人と生計中心者）の場合 〔本人収入約158万円(年金収入)以下かつ生計中心者収入約103万円(給与収入)〕		
自己負担	2割		
負担割合	府 1/2～2/3 市 1/2～1/3 (市町村の財政力指数による。)		
当初予算額 (R6)	約2.1億円	受給者数 (R6.8.1現在)	約1.0万人

# 福祉医療制度の状況①（受給者数）

総数



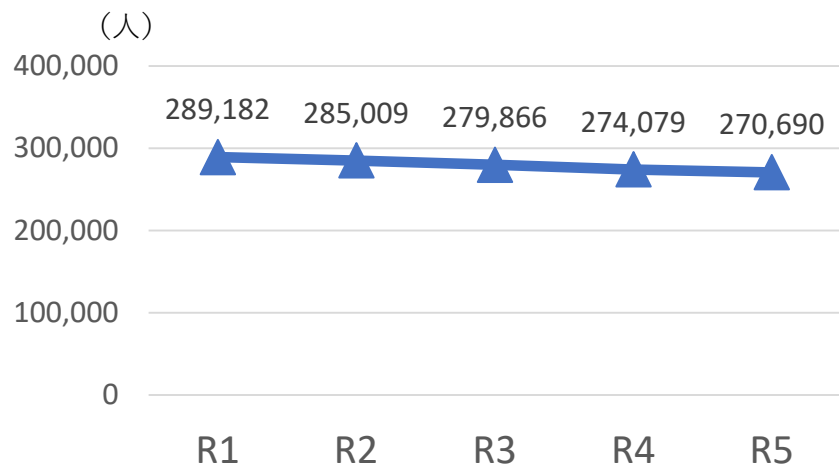
単位：人（月平均）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
子育て	289,182	285,009	279,866	274,079	270,690
障害	47,287	46,804	46,372	45,239	44,258
ひとり親	49,249	48,177	47,216	45,901	44,825
老人	26,164	17,468	13,851	12,222	11,215
<b>総数</b>	<b>411,882</b>	<b>397,458</b>	<b>387,305</b>	<b>377,441</b>	<b>370,988</b>

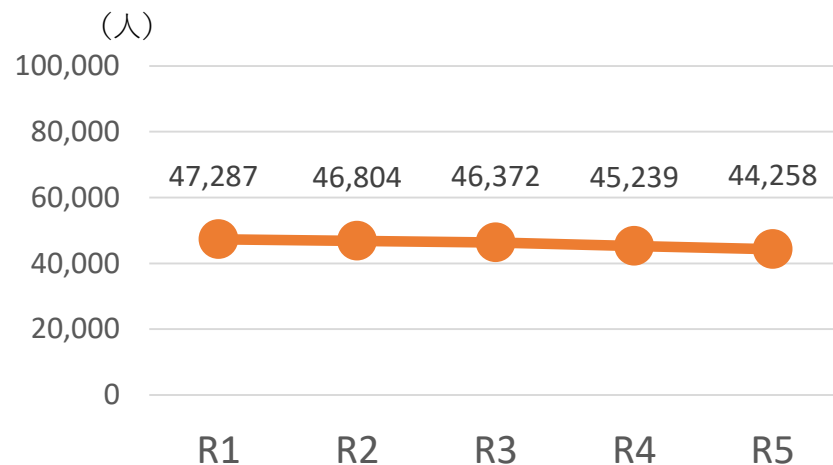
※ 障害は重度心身障害児（者）医療助成と重度心身障害老人健康管理事業を合わせた数（以下同じ。）

# 福祉医療制度の状況①（受給者数-各制度）

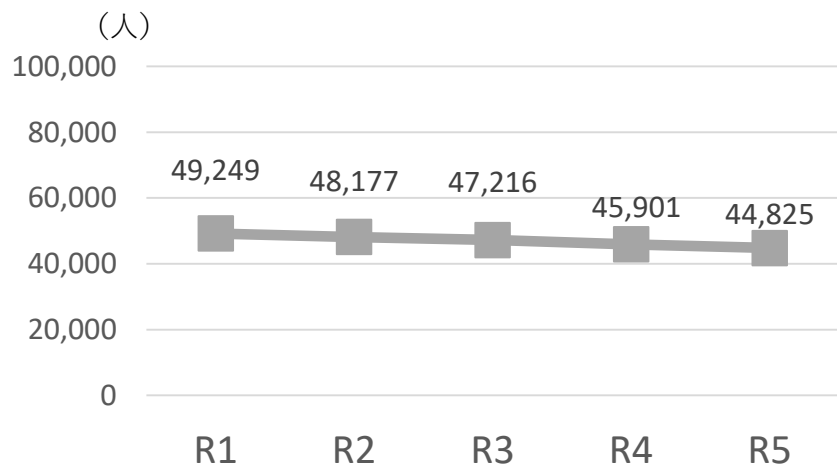
## 子育て



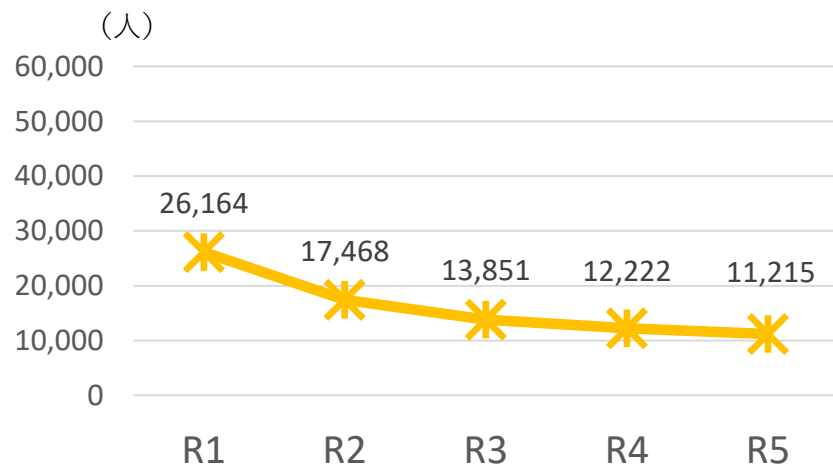
## 障害



## ひとり親

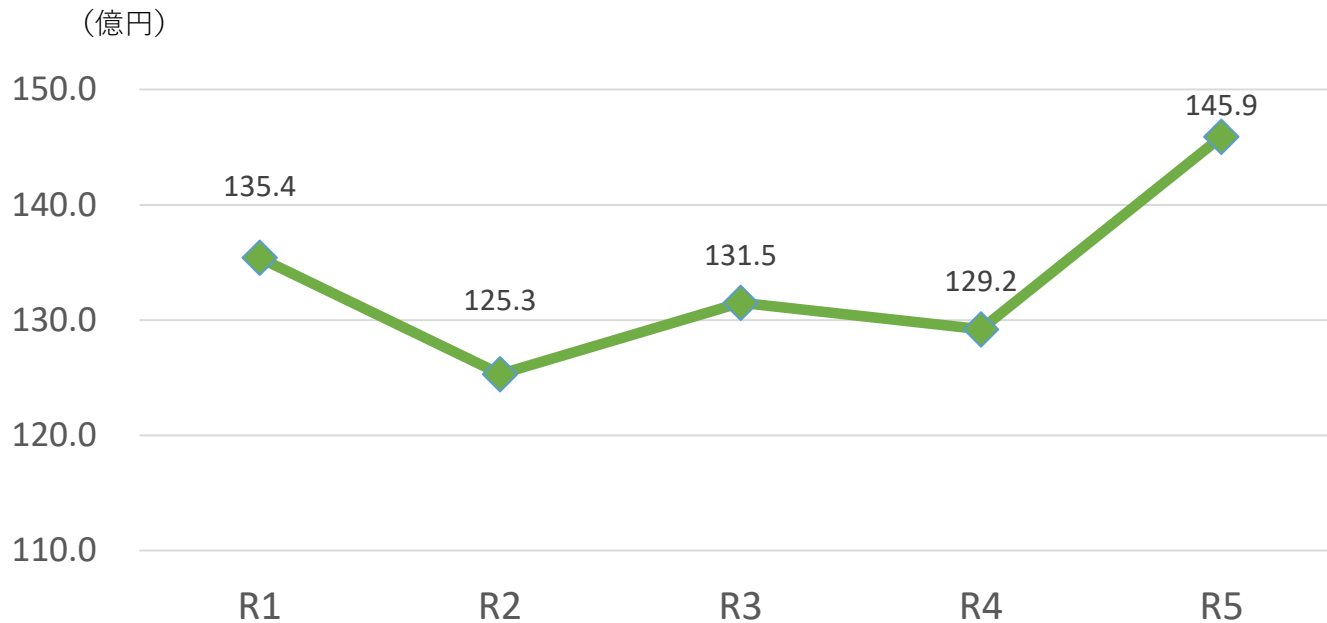


## 老人



## 福祉医療制度の状況②（総事業費）

総計



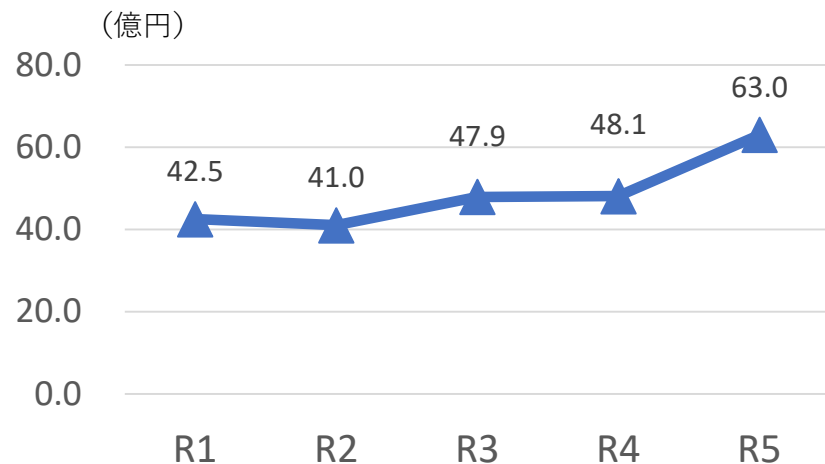
単位：億円

年度	R1	R2	R3	R4	R5
子育て	42.5	41.0	47.9	48.1	63.0
障害	63.5	60.5	60.2	58.6	59.5
ひとり親	18.5	16.8	17.6	17.5	18.7
老人	10.9	7.0	5.8	5.0	4.7
総計	<b>135.4</b>	<b>125.3</b>	<b>131.5</b>	<b>129.2</b>	<b>145.9</b>

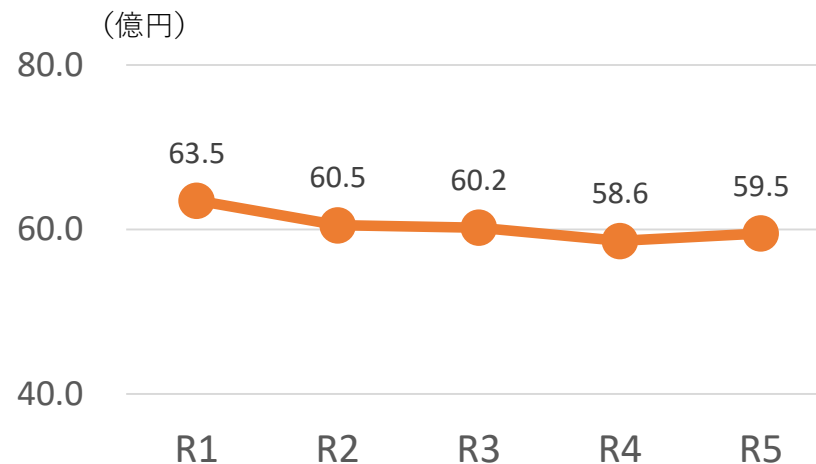


## 福祉医療制度の状況②（総事業費-各制度）

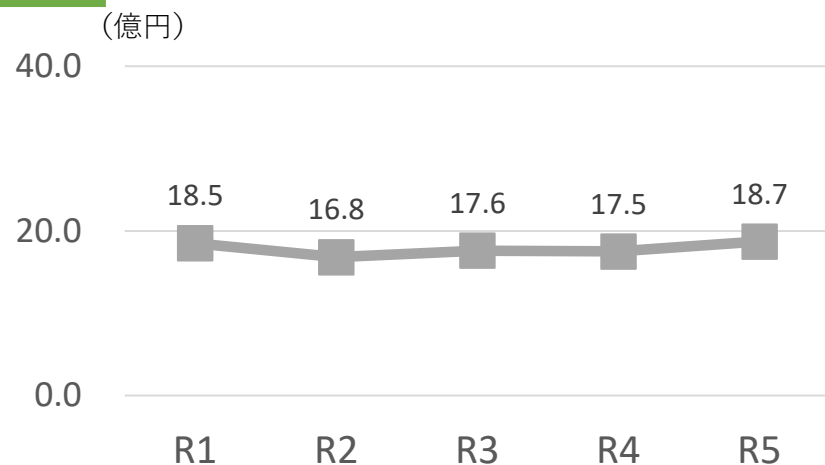
### 子育て



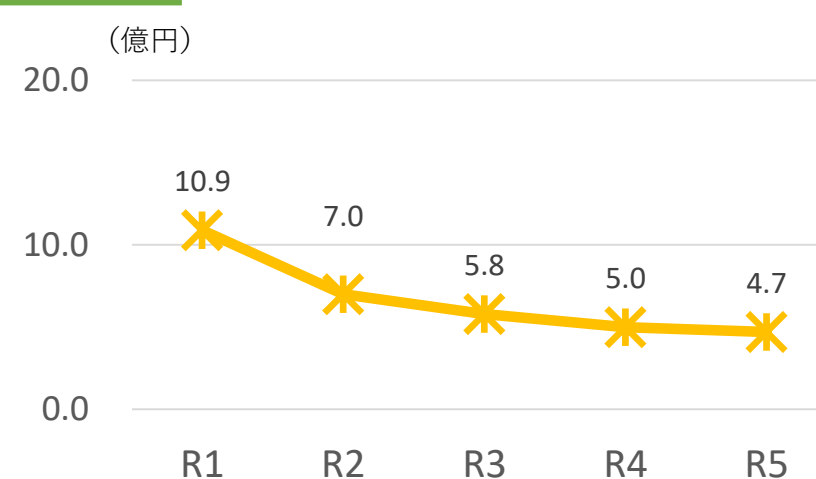
### 障害



### ひとり親

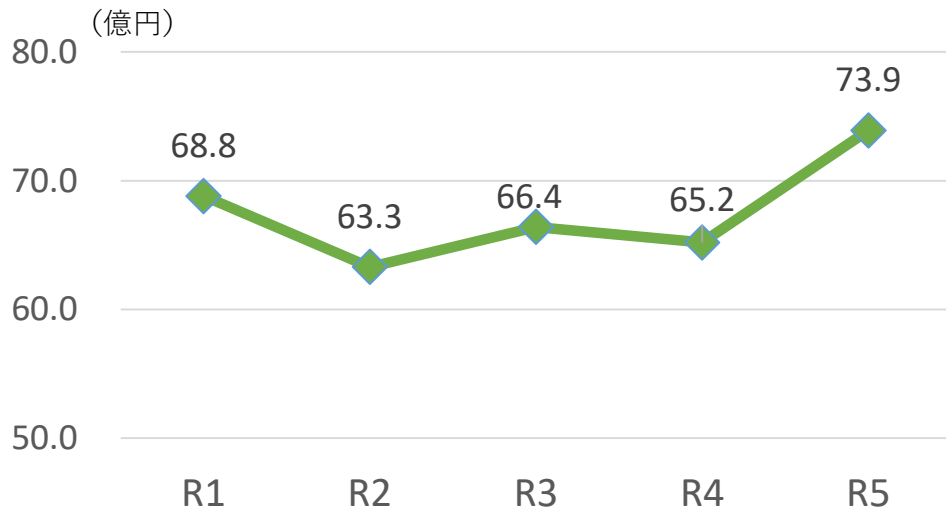


### 老人



# 福祉医療制度の状況③（府補助額（決算額））

府補助額（決算額）の推移



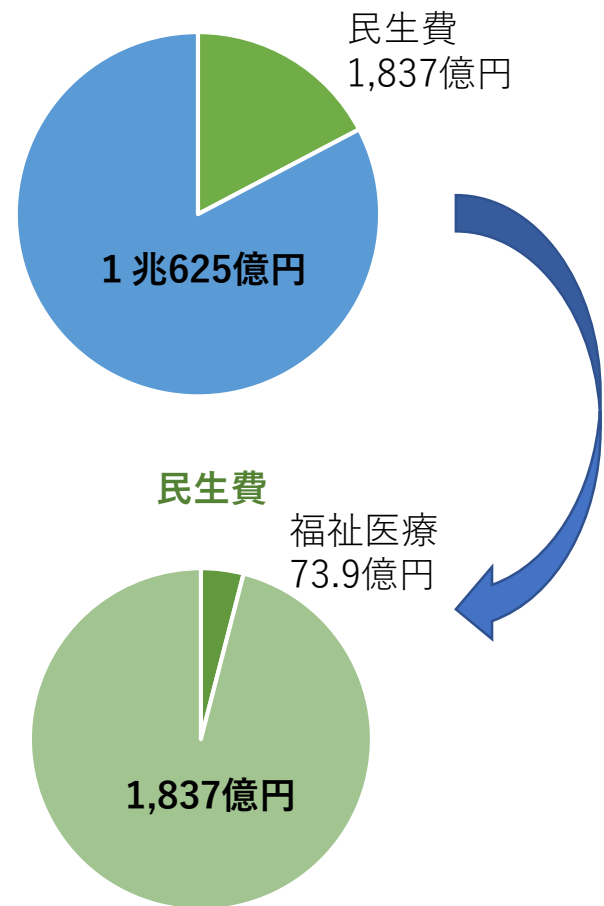
府補助額（決算額）

単位：億円

年度	R1	R2	R3	R4	R5
子育て	21.5	20.7	24.2	24.3	32.0
障害	31.5	30.0	29.9	29.1	29.6
ひとり親	9.4	8.5	8.9	8.9	9.5
老人	6.4	4.1	3.4	2.9	2.8
総計	<b>68.8</b>	<b>63.3</b>	<b>66.4</b>	<b>65.2</b>	<b>73.9</b>


京都府一般会計と福祉医療の歳出

令和5年度京都府一般会計 歳出（決算額）



# 最近の動向①：子育て支援医療費助成制度の拡充（令和5年9月～）

令和5年9月診療分から、3歳～小学生の自己負担額を引下げ

	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1医療機関 200円/月			
通院	1医療機関 200円/月	1,500円/月  【拡充】R5.9～ 1医療機関 200円/月		1,500円/月

# 最近の動向②：重度心身障害者医療助成制度の拡充（令和6年8月～）

## 精神障害のある方を対象とした制度を創設（令和6年8月診療分～）

### 制度概要

- 助成対象者の入院・通院に係る医療費の自己負担なし（府1/2、市町村1/2）
- 所得制限：障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額（※）を適用  
 （※）2人世帯（本人と扶養義務者（配偶者等））の場合  
 本人：約570万円（給与収入）以下、かつ、扶養義務者：約860万円（給与収入）以下

### 助成対象

- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を保持する方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級から2級へ等級変更となった方（次の手帳更新時まで）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2級保持、かつ、身体障害者手帳3級保持又は概ねIQ50以下の重複障害の方

### 障害等級の基本的なとらえ方

精神障害		1級	○ 精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※ 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度
参考	身体障害	1級	○ 心臓、腎臓等の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの ○ 両上肢の機能を全廃のもの、視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの 等
		2級	○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が極度に制限されるもの ○ 両上肢のすべての指を欠くもの、視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 等
	知的障害 〔療育手帳〕	A	○ IQが概ね35以下であって、次のいずれかに該当するもの ・ 食事、着脱衣、排便及び洗面等の日常生活の介助を必要とする。 ・ 異食、興奮などの問題行動を有する。 ○ IQが概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有するもの